

(検討テーマ 1)

基本計画に係る仕組みの見直し

(基本計画の簡素化)

《中間論点整理（抜粋）》

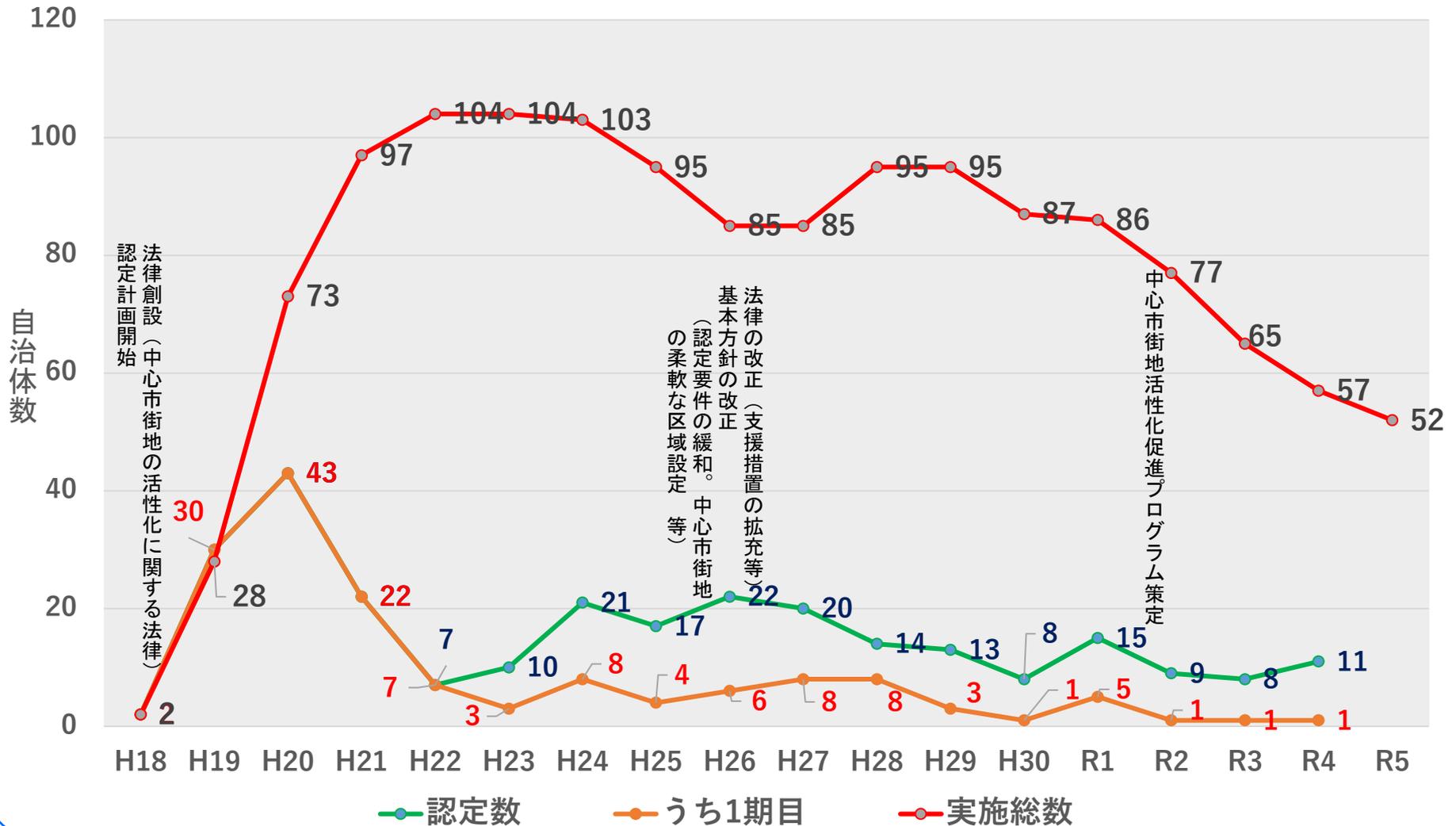
方向④

- 全国の地方自治体が取り組みやすくなるよう、中心市街地活性化の認定の仕組みをそのものを、実情を踏まえつつ大胆に見直していくことが重要である。
- 上記方向①～③における支援策の充実を図ることと併せて、都市再生制度等との連携強化を図りつつ、基本計画の簡素化、区域設定やKPI設定のあり方の見直し等を検討すべきである。

中心市街地活性化基本計画の認定状況

平成18年度から開始した国による認定計画は、平成20年代前半は100を超える自治体が認定計画に取り組んでいたが、直近は最盛期の半数の52自治体の認定に留まっている。

【中心市街地活性化基本計画の認定自治体数の推移】



自治体規模別にみた認定自治体数の状況

- 基本計画の認定状況は、自治体規模別では人口30万人以上の市では39団体、約5割が活用
- 今後は、中規模の市(人口10万以上)を中心としつつ、小規模自治体も含め、各自治体の課題や地域ニーズに応じて、計画の認定要件をより取り組みやすいものとしていく必要がないか。

【これまでの基本計画の認定状況の自治体規模別の割合】

注) 自治体数は計画の認定した自治体を1カウントし、2期、3期の認定はカウントしていない。

	団体数	認定自治体数	割合
市 (人口30万人以上)	73	39	53.4%
市 (人口20万人以上～30万人未満)	37	15	40.5%
市 (人口10万人以上～20万人未満)	152	43	28.3%
市 (人口10万人未満)	530	53	10.0%
町村	926	4	0.4%

※全国自治体数=1,718 については令和5年4月現在

自治体規模が小さくなるにつれ認定の割合が減少

中心市街地活性化基本計画の認定基準の概要

基本計画の認定の基準については、法第9条第10項各号等（基本方針等）に掲げるものとし、具体的な判断基準は、以下のとおり。

認定基準	判断基準	備考
第1号基準	<p>(法律) 基本方針に適合するものであること</p> <p>(基本方針)</p> <p>a) 第1章 中心市街地の意義及び目標に関する事項</p> <p>b) 第2章 4. 基本計画の認定の手續</p> <p>c) 第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p> <p>d) 第9章 第4章～8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項</p> <p>e) 第10章 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項</p> <p>f) 第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	
第2号基準	<p>(法律) 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>(基本方針)</p> <p>a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。</p> <p>b) a) の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>a) 補足 <u>地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。</u></p>
第3号基準	<p>(法律) 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>(基本方針)</p> <p>中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、</p> <p>a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。</p> <p>b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。</p>	

(参考)H26年度の中心市街地の活性化のための基本方針の改正の概要等

【中心市街地の活性化のための基本的な方針】

3. 基本計画の認定基準(P5)

②当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること(第2号基準)

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章～第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章～8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b) a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

【中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル】

II. 基本計画の認定基準(P9～10)

計画期間内に中心市街地の活性化を実現するためには、個々の事業等の実施がどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていること、及びそれらの事業等の実施が計画全体としてどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていることが必要です。この点は、認定基準の中でも特に重要なポイントですので、詳細に記述することが求められます。

……合理的な理由が記載されていれば新たな事業等の記載は求めないとしていますが、中心市街地活性化の基本的な考え方として法第1条にあるように「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することが基本計画作成の目的となっていますので、事項そのものの記載は必要です。

該当する章の「事業の必要性」において現状分析を精緻に行い、その結果、事業が一定程度完了し既に効果が現れている場合等においては、以下の記載例を参考にしながら具体的に記載してください。

【中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル 合理的な理由例の記載】

○第4章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・基盤整備事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等で活性化に資された事業実施等を記載)が中心市街地において完了し、都市機能の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

○第5章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・教育文化・医療・社会福祉関係(文化・市民ホール、図書館、病院、介護老人保健施設等で活性化に資された実施事業等を記載)が多数集積しており、質の高い多様なサービスが既に提供され、新たな事業等を必要としない。

○第6章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・住宅整備の竣工及び定住促進の展開(公共・民間住宅供給事業、まちなか定住促進事業等で活性化に資された実施事業を記載)の取組により、既存ストックの活用が可能で居住人口の維持・増加が見込まれることから、新たな事業等を必要としない。

○第7章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・商業の活性化のための事業等(商業施設整備、イベント開催等で活性化に資された実施事業を記載)に既に取り組み、経済活力の向上が図られていることから新たな事業等を必要としない。

○第8章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・公共交通事業及び特定事業(LRT、BRT、コミュニティバス等の公共交通機関導入事業、交通ターミナルの機能強化、都市型新事業、流通や貨物の効率化事業等で活性化に資された実施事業を記載)に既に取り組み、利便性の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

中心市街地活性化基本計画の主な計画記載事項

中心市街地活性化基本計画の主な計画記載事項は、主に1. 方針、2. 位置及び区域、3. 目標、4. 事業内容、5. 推進体制等の5項目としている。

○ 基本計画の名称

○ 作成主体

○ 計画期間

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] ○○市の概況

[2] ○○市の現状に関する統計的なデータの把握・分析

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

[5] 中心市街地活性化の課題

[6] 中心市街地活性化の方針

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

[2] 区域

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

2. 中心市街地の位置及び区域（図面・地図を活用）

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

[2] 計画期間の考え方

[3] 数値目標設定の考え方

[4] 具体的な数値目標の考え方

[5] フォローアップの方針

3. 中心市街地活性化の目標（指標・計画期間）

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

[2] 具体的事業の内容

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

[2] 具体的事業の内容

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

98

[2] 具体的事業の内容

99

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

[2] 具体的事業の内容

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

[2] 具体的事業の内容

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

[2] 都市計画手法の活用

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

[4] 都市機能の集積のための事業等

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

[2] 都市計画等との調和

[3] その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

4. 中心市街地活性化のための各種事業

5. 事業等の総合的かつ一体的な推進のための体制等

中心市街地活性化基本計画に係る課題

①基本計画の作成に係る作業負担

○基本計画は、認定申請マニュアルを参照して作成する場合、全体で150～200ページの作成が必要で作業量が膨大。

○特に、他関連計画と比較し、現状分析等に要するページ数が多くデータ整理等に関する自治体の負担が大きい。

②認定要件の緩和効果

○平成26年度の基本方針の改正により認定要件の緩和を行い、各章（第4～8章）の取組について合理的な理由があれば、必ずしも各章ごとに新規事業等の取組は必要としていない。

○しかし、「合理的な理由」の要件緩和の条件が厳しく、自治体の人口規模やニーズに応じた柔軟な運用となっていない。

③区域設定や目標指標（KPI）の設定

○中心市街地の区域設定は、自治体によって複数の区域の設定が可能であるが、複数設定がなされた事例はなく、内閣府としての区域設定の指導・助言不足。

○目標指標の設定に関して、単一の事業毎の効果の積み上げによる設定事例が多く自治体の負担が大きい。

基本計画にかかる仕組みの見直しの方向性

① 認定計画の作成に係る作業量

② 認定要件の緩和効果

③ 区域設定や目標指標（KPI）の設定



基本計画の簡素化

認定に関する緩和

（認定申請マニュアルの見直し等）

地方自治体の負担を軽減しつつ、より使いやすい計画を目指し、
計画にかかる仕組みを大胆に見直し

①基本計画作成にかかる作業量の軽減

基本計画は、以下の項目で構成されているが、そのうち1の項目は他関連計画と比較して計画に占める割合が大きいため大幅に簡素化する方針。

- 基本計画の名称
- 作成主体
- 計画期間

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

- [1] ○○市の概況
- [2] ○○市の現状に関する統計的なデータの把握・分析
- [3] 地域住民のニーズ等の把握・分析
- [4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証
- [5] 中心市街地活性化の課題
- [6] 中心市街地活性化の方針

全体の1/3~1/4を占める。
目標(3.)に比べても分量が多い
データ整理にコンサルへ外注している
自治体もある。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

2. 中心市街地の位置及び区域

- [1] 位置
- [2] 区域
- [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

2. 中心市街地の位置及び区域(図面・地図を活用)

3. 中心市街地活性化の目標

- [1] 中心市街地活性化の目標
- [2] 計画期間の考え方
- [3] 数値目標設定の考え方
- [4] 具体的な数値目標の考え方
- [5] フォローアップの方針

3. 中心市街地活性化の目標(指標・計画期間)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 市街地の整備改善の必要性
- [2] 具体的事業の内容

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 都市福利施設の整備の必要性
- [2] 具体的事業の内容

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 街なか居住の推進の必要性 98
- [2] 具体的事業の内容 99

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 経済活力の向上の必要性
- [2] 具体的事業の内容

4. 中心市街地活性化のための各種事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

- [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
- [2] 具体的事業の内容

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 市町村の推進体制の整備等
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
- [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- [1] 都市機能の集積の促進の考え方
- [2] 都市計画手法の活用
- [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
- [4] 都市機能の集積のための事業等

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

- [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項
- [2] 都市計画等との調和
- [3] その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

5. 事業等の総合的かつ一体的な推進のための体制等

①基本計画作成にかかる作業量の軽減

基本計画は、1. 基本的な方針、2. 位置及び区域、3. 活性化の目標、4. 各種（取組）事業、5. 推進体制で構成しているが、そのうち1～3の項目は他関連計画と比較して計画に占める割合が大きいいため以下のとおり整理する方針。

現行の記載項目	現行の主な記載内容	法上の記載の扱い	対応案
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針			
[1]地域の概況	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の位置、地勢、気候 ●市町村全体及び中心市街地の沿革 ●市町村における中心市街地の歴史的、文化的役割 		任意
[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	統計的なデータ等(原則として最新のものを基にした、市町村全体と中心市街地の比較) <ul style="list-style-type: none"> ●人口動態等 ●経済活力関係 ・小売商業,対消費者サービス業,飲食業関係 ・中心市街地に存在するその他の産業関係・都市機能関係 		任意
[3]地域住民ニーズ等の把握・分析	●住民アンケートやパブコメによって把握したニーズの分析		任意
[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●認定計画や独自計画の概要 ●事業の進捗状況 ●目標の達成状況 ●定性的評価 		任意
[5]中心市街地活性化の課題	●[1]～[4]から抽出・分析した課題		○
[6]中心市街地活性化の方針(基本的方針)	●過去の取組や現状を基に、導出した基本的方針を体系的に記載		中心市街地活性化の目標と統合
2. 中心市街地の位置及び区域			
[1]位置	●位置設定の考え方と位置図の図示・整理	必須 (法第9条2項1号)	○
[2]区域	●区域設定の考え方と区域図の図示・整理	必須 (法第9条2項1号)	○
[3]中心市街地の要件に適合していることの説明	●法第2条第1号～第3号を満たしていることの説明	必須 (法第2条1項1～3号)	○
3. 中心市街地の活性化の目標			
[1]中心市街地活性化の目標	●中心市街地活性化の方針を踏まえた目標	努力義務 (法第9条3項2号)	○
[2]計画期間の考え方	●中心市街地活性化のための取組期間	必須 (法第9条2項9号)	○
[3]目標指標の設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●定量的な目標指標の設定 ●目標値の設定 ●参考指標の設定 		○
[4]フォローアップの方針	●目標指標ごとに測定の時期、分析の方法を記載		任意

②認定要件の運用の緩和

平成26年度の基本方針の改正において「合理的な理由」があれば4～8章における全ての項目で新規事業を行う必要がない旨の要件緩和を行ったが、合理的な理由について、より自治体の実情に即した柔軟な運用を認めてはどうか

合理的な理由とは

【中心市街地の活性化のための基本的な方針】 - 3. 基本計画の認定基準(Ⅲ-5)②より

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章～第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章～8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b) a) の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

【中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル】 - Ⅱ. 基本計画の認定基準(p10)より

○新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由の例

- ・都市機能の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。
- ・質の高い多様なサービスが既に提供され、新たな事業等を必要としない。
- ・既存ストックの活用が可能で居住人口の維持・増加が見込まれることから、新たな事業等を必要としない。
- ・経済活力の向上が図られていることから新たな事業等を必要としない。
- ・利便性の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

← 各章の対応に不足がないことを条件としている。

問題点

「合理的な理由」のハードルが高く、要件の緩和の効果が不十分

改善案

「合理的な理由」の運用の柔軟化により自治体のニーズに応じた計画策定をやすくする

他関連計画での対応や長期的な方針等を勘案

(参考) 中心市街地の活性化に関する法律

第三章 基本計画の認定等

(基本計画の認定)

第九条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中心市街地の位置及び区域

二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

三 都市福利施設を整備する事業に関する事項

四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）

五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 特定事業

七 第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

八 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

九 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

4 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに定めることができる。

5 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、第二項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。

8 市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。）及び都道府県公安委員会の同意を得なければならない。

9 市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

15 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

③区域設定、目標指標の設定等のあり方

区域設定

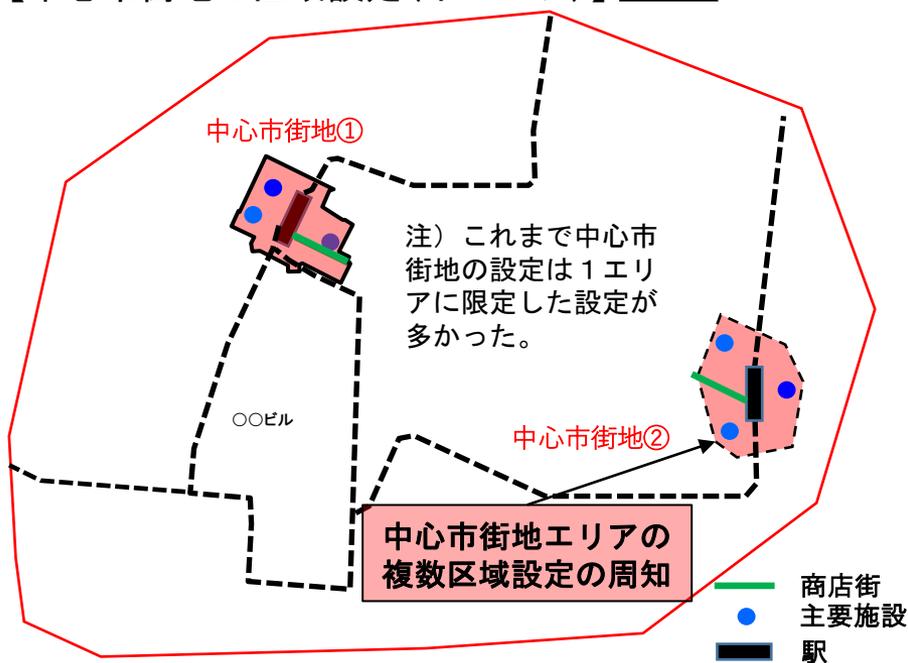
中心市街地の区域設定については、できる限り周遊可能な範囲とする。

一方で、「基本方針」において、

「・地域の実情を十分に勘案したうえで、複数の拠点を一体的の区域とみなすことができる。特に、平成の市町村合併による地域の実情に配慮するものとする。」

としており、上記の考え方について、地方自治体への周知を徹底する。

【中心市街地の区域設定（イメージ）】



目標指標（KPI）の設定

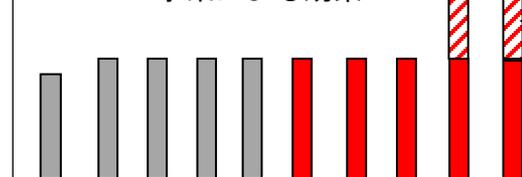
目標指標の設定は、居住人口、歩行者通行量、施設利用者数、新規出店社数、空き店舗数・率等、様々であるが、居住人口等は社会情勢を鑑み必ずしも右肩上がりの目標でなくとも容認することが必要。

また、目標指標の設定に関して、積算に基づかないトレンドを加味した設定を推奨。

これまで

【積上による設定】

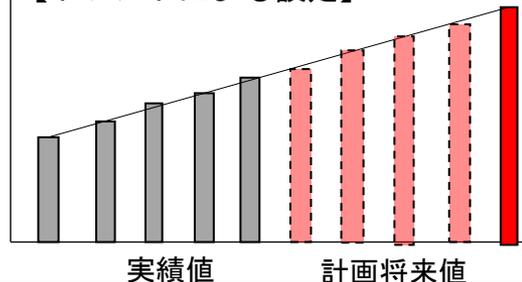
〇〇完成
〇〇完成



空き店舗数、率、新規出店社数等の数の小さい指標には有効。

今後

【トレンドによる設定】



両者からの選択を可能に

※複合的な要因に起因する歩行者通行量、居住人口等の数の大きい指標に有効。

①～③中心市街地活性化基本計画の簡素化

中心市街地活性化基本計画の作成については、地方自治体から作成の負担が大きい等との意見があるため、**計画を簡素化し作成に係る作業量の縮小**を図る。

中心市街地活性化基本計画の主な構成

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

地域の概況、統計的データ、地域住民のニーズ等を把握・分析。また、中心市街地に関するこれまでの取組を検証。これらを踏まえ中心市街地に関する課題を抽出し、基本的な方向性を導出。



見直しの方向性

簡素化
(現状分析等の・・・)

2. 中心市街地の位置及び区域（図面・地図を活用）

「位置」：商圈・交通網等の関係で影響する周辺市町村を含めて設定。
「区域」：コンパクトシティの実現、効率・効果的な活性化の推進をするため、「歩いて暮らせる範囲」として設定。複数区域の設定も可能。



(可能な限り簡素化)

3. 中心市街地活性化の目標（指標・計画期間）

基本的な方針に合致した目標を設定。達成状況を把握するために、歩行者通行量や新規出店数等の定量的な指標（目標指標）を設定。また、活性化を実現するための期間について設定。



簡素化
(目標指標の設定の・・・等)

4. 中心市街地活性化のための各種事業

中心市街地の活性化を実現するための具体的事業（国の支援措置、単独事業など）を各章ごとに記載（現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について名称、実施時期、見直し等）。



簡素化
(「合理的な理由」の認定の合理化)

5. 事業等の総合的かつ一体的な推進のための体制

庁内の推進体制、市町村議会における審議内容及び中心市街地活性化協議会や地域住民との連携等を記載。



(可能な限り簡素化)

現在 150～200ページ → 見直し 約半分 に縮小目標